Ⅳ　港　湾　管　理

1　港湾区域及び港湾隣接地域

港湾区域は、港湾管理者が管理運営する水域の範囲を示すもので、次の港湾区域図に示す海面及び各河川の一部水面を含む水域である。

港湾隣接地域は、港湾区域に隣接する地域で、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある行為を許可の対象とすることによって、港湾区域及び同区域に隣接する地域を保全するものであり、港湾管理者が必要最小限度の範囲で指定した地域である。

指定地域は、次の港湾隣接地域概要図に示すとおりで、岸壁、物揚場又は護岸の水際線より、汐止ふ頭から船見ふ頭までは標準で幅員20メートル、潮見ふ頭は標準で幅員14.2メートル、中川運河は標準で幅員9メートル、堀川は幅員９メートル、新堀川は幅員７メートルの陸域である。

港湾区域又は港湾隣接地域内における行為の許可に関しては、平成12年４月１日に施行した「名古屋港の港湾区域内又は港湾隣接地域内における行為の許可に関する条例」で定めている。

主な許可事項

1　水域又は公共空地の占用

2　水域又は公共空地における土砂の採取

3　港湾関係工事

4　港湾隣接地域（水際線から20メートル以内の地域）における１平方メートル当たりの載荷重が1.0キロニュートンを超える構築物の建設又は改築

5　汚物、汚水、廃油、廃液、鉱さい、廃木、土砂又は残さい及びこれらに類するものの投棄

なお、愛知県知事が海岸法第３条の規定により指定した海岸保全区域と港湾区域又は港湾隣接地域とが重複する部分については、海岸法第５条第３項の規定により港湾管理者の長が管理を行う。

名古屋港港湾区域図

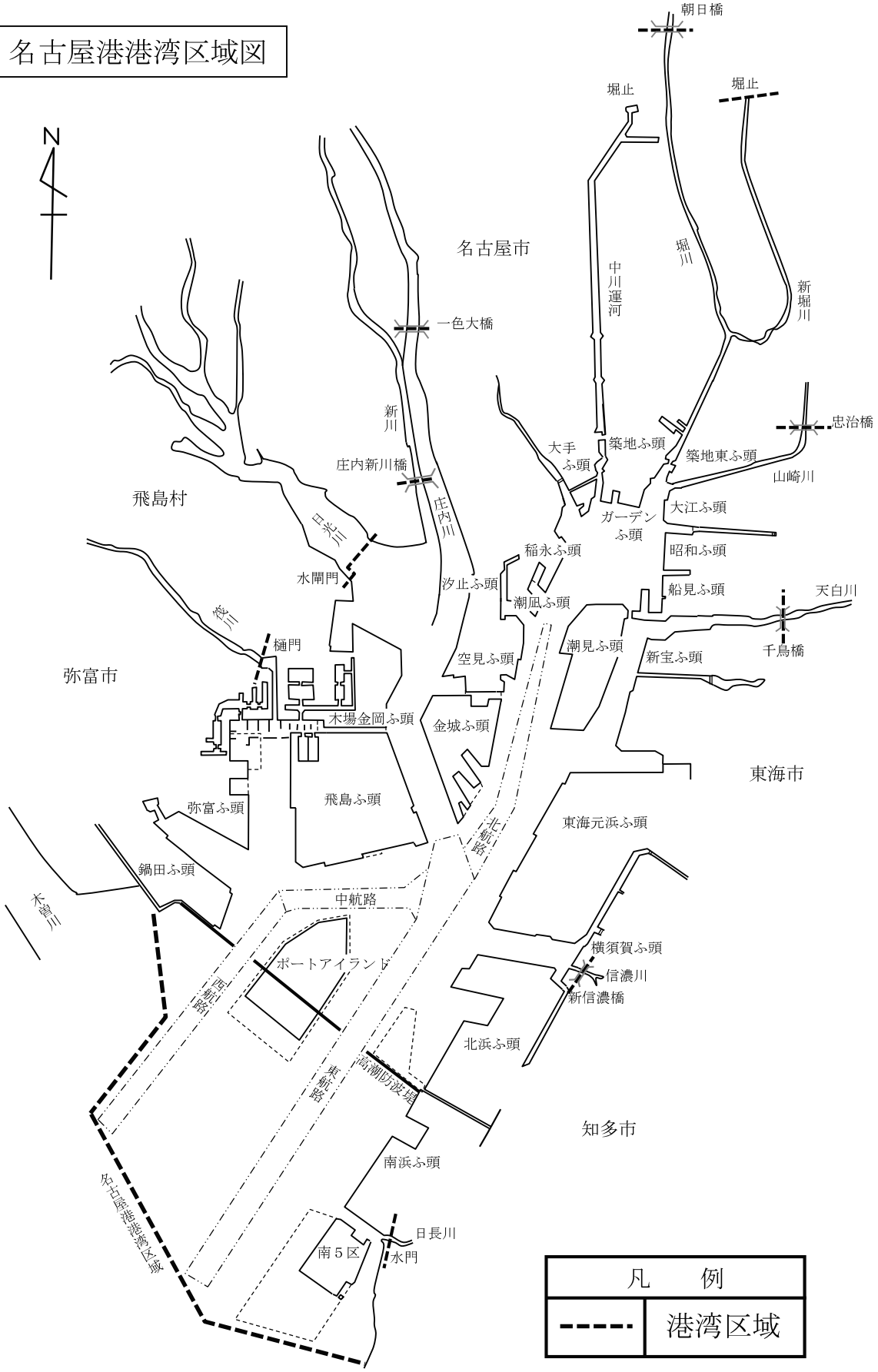
N
朝日橋
堀止
堀止
名古屋市
堀川
中川運河
新堀川
一色大橋
新川
忠治橋
大手ふ頭
築地ふ頭
築地東ふ頭
庄内新川橋
山崎川
飛島村
庄内川
大江ふ頭
ガーデンふ頭
稲永ふ頭
昭和ふ頭
水閘門
汐止ふ頭
船見ふ頭
天白川
潮凪ふ頭
樋門
空見ふ頭
潮見ふ頭
新宝ふ頭
千鳥橋
弥富市
木場金岡ふ頭
金城ふ頭
東海市
飛島ふ頭
弥富ふ頭
北航路
東海元浜ふ頭
鍋田ふ頭
中航路
横須賀ふ頭
ポートアイランド
信濃川
新信濃橋
西航路
北浜ふ頭
東航路
高潮防波堤
知多市
南浜ふ頭
名古屋港港湾区域
日長川
南５区
水門
凡　例
港湾区域

名古屋港港湾隣接地域概要図

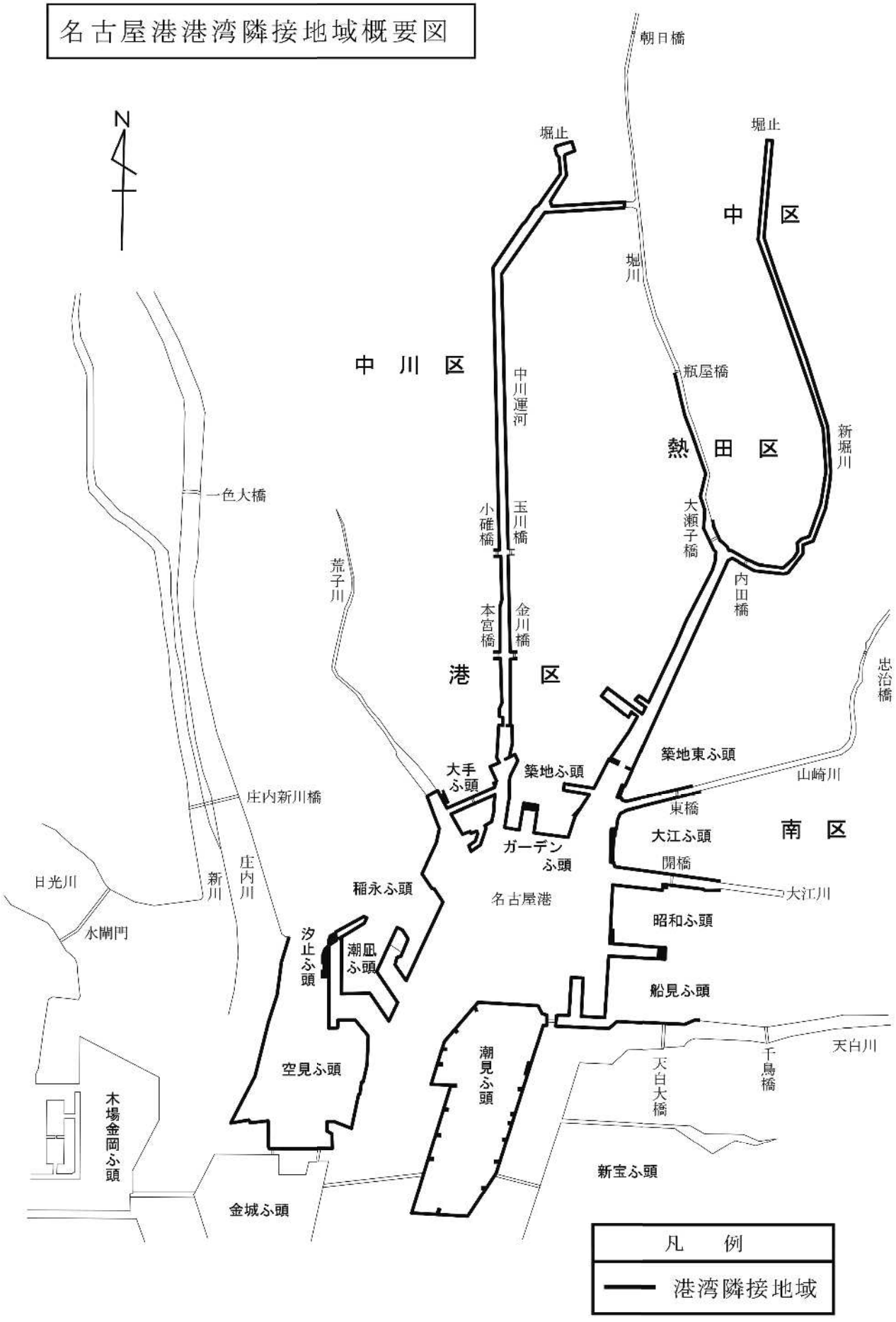

２　臨港地区

臨港地区は、港湾の管理運営を円滑に行うため、港湾区域と一体として機能すべき陸域であり、都市計画区域内については都市計画法に基づき都道府県（指定市の区域においては指定市）が指定し、都市計画区域外については港湾法に基づき港湾管理者が指定する。

現在、名古屋港の臨港地区は、名古屋と知多の２つの都市計画区域に及んでおり、昭和40年３月23日の新規指定以降、公有水面の埋立ての竣功や土地利用の転換が生じた地域について、随時、見直しを行っている。

臨港地区指定による効果としては、

１　港湾管理者が業務を行う陸域の範囲を示す。(港湾法第12条第１項第３号の２及び第11号の２)

２　工場等の新増設について届出の義務を課す。(港湾法第38条の２)

３　分区を指定し、構築物の建設等の制限を行うことができる。(港湾法第40条及び第41条)

４　陸域における港湾施設の範囲を示す。(港湾法第２条第５項)

５　港湾環境整備負担金を負担させることができる範囲を示す。(港湾法第43条の５)

臨港地区の分区については、臨港地区が指定された後、港湾法第39条の規定に基づいて港湾管理者が指定するもので、港湾の秩序ある開発や港湾機能を十分に発揮させ、港湾における諸活動を円滑に行わせるために、商港区、特殊物資港区、工業港区、鉄道連絡港区、漁港区、バンカー港区、保安港区、マリーナ港区、クルーズ港区及び修景厚生港区の10種の分区のうちいずれかの分区を指定し、条例により分区の目的を著しく阻害する建築物その他の構築物の建設等を規制するものである。

名古屋港においては、昭和40年11月27日に「名古屋港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例」を制定し、４種の分区（商港区、特殊物資港区、工業港区及び保安港区）の指定を行った。以後、臨港地区の変更に合わせ、分区の指定、解除及び一部変更を行ってきた。なお、昭和51年の分区の見直し時には、新たに修景厚生港区を追加指定し、現在、次の図に示すとおり５種の分区により規制を行っている。

名古屋港で指定している分区の種類

１　商　　港　　区……旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域

２　特殊物資港区……石炭、鉱石その他大量ばら積を通例とする物資を取り扱わせることを目的とする区域

３　工 業 港 区……工場その他工業用施設を設置させることを目的とする区域

４　保 安 港 区……爆発物その他の危険物を取り扱わせることを目的とする区域

５　修景厚生港区……その景観を整備するとともに、港湾関係者の厚生の増進を図ることを目的とする区域

名古屋港臨港地区内分区概要図

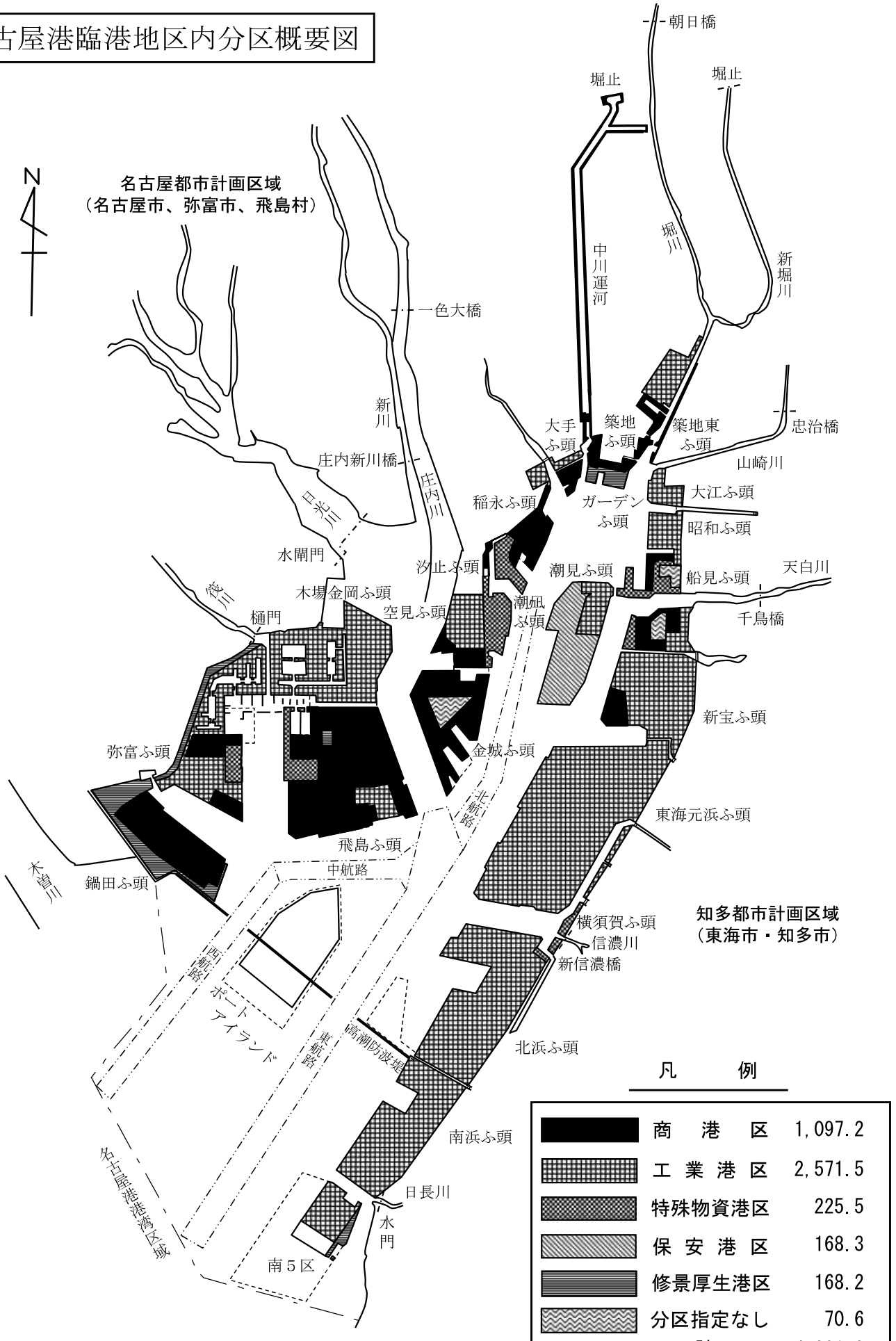

凡　例

	商　港　区	1,097.2
	工　業　港　区	2,571.5
	特殊物資港区	225.5
	保　安　港　区	168.3
	修景厚生港区	168.2
	分区指定なし	70.6
	計	4,301.3

（単位：ｈａ）

3　港湾施設の現状と利用状況

施設は令和８年４月１日現在。利用状況は令和７年度の実績（港湾運営会社及び特定埠頭運営事業者への貸付施設を除く。）

令和７年４月１日より、港湾施設のうち、係留施設（国所有の施設を除く）、荷さばき施設、保管施設及び附属設備（運河附属設備を除く）等については、指定管理者である名古屋港埠頭㈱が管理運営している。

1　係留施設

(1)　係船岸壁

施設				利用状況	
同時係留能力			所在地及び同時係留船舶数の内訳	船舶数	使用料
総トン 50,000	隻 1	総トン 50,000	ガーデン(1)	隻 10,575	円 758,479,405
25,000	5	125,000	金城(3)　弥富(2)		
10,000	32	320,000	ガーデン(1)　稲永(6)　大江(2) 潮凪(2)　空見(1)　金城(18) 飛島(2)		
3,500	10	35,000	大手(2)　潮凪(2)　金城(4) 弥富(2)		
3,000	2	6,000	昭和(2)		
1,500	23	34,500	船見(9)　潮凪(1)　空見(8) 金城(5)		
1,000	1	1,000	空見(1)		
500	15	7,500	潮凪(1)　空見(3)　横須賀(7) 北浜(4)		
450	2	900	船見(2)		
300	31	9,300	大手(2)　稲永(6)　潮凪(3) 潮見(20)		
計	122	589,200			

(2)　ひき船係留施設

施設		利用状況	
名称	係留能力	船舶数	使用料
金城ふ頭ひき船係留施設	12 隻	12 隻	6,790,608 円

2　臨港交通施設

運河

施設		利用状況	
名称	長さ	水面占用使用面積	使用料
中川運河	8,400 メートル	2,135.65 平方メートル	1,069,948 円

3　航行補助施設

港務通信施設

施設		利用状況			
名称	種別	通信種別	通信回数	通信延時間	在圏船舶数
名古屋港無線局	国際VHF無線電話(なごやポートラジオ)	港務通信	35,792 回	70,192 分	8,598 隻

4　荷さばき施設

(1) 荷さばき地

施設			利用状況		
種別	箇所数	面積	搬入貨物量	搬出貨物量	使用料
	か所	平方メートル	トン	トン	円
荷さばき地	100	538,850	2,433,535	2,436,789	1,120,362,016

(2) 上屋

施設			利用状況		
使用区分	数量	面積	搬入貨物量	搬出貨物量	使用料
	棟	平方メートル	トン	トン	円
一般使用	20	97,992	552,887	537,060	722,815,395
専用使用	5	28,628	543,482	790,917	144,228,612
計	25	126,620	1,096,369	1,327,977	867,044,007

5　保管施設

(1) 野積場

施設		利用状況		
箇所数	面積	搬入貨物量	搬出貨物量	使用料
か所	平方メートル	トン	トン	円
9	84,067	76,588	86,674	137,399,011

(2) 貯　木　場

施設		利用状況		
名称	面積	搬入貨物量	搬出貨物量	使用料
	平方メートル	立方メートル	立方メートル	円
西部第１貯木場	293,190	0	0	0
西部第２　〃	177,730	11,996	15,302	8,262,671
西部第３　〃	357,860	24,116	25,077	6,897,136
西部第４　〃	222,214	3,684	3,702	2,382,062
西部第５　〃	219,036	3,964	5,794	3,850,237
西部第６　〃	130,230	0	0	621,006
西部陸上　〃	109,781	47,706	44,577	47,829,172
製材品置場	71,998	113,910	114,599	126,131,826
計	1,582,039	205,376	209,051	195,974,110

6　船舶役務用施設

船舶給水施設

	施設		利用状況	
	所在地	数量	供給船舶数	供給量
		基	隻	トン
岸壁給水	ガーデンふ頭	4	38	8,462
	稲永ふ頭	13	224	5,007
	潮凪ふ頭	3	1	2,001
	金城ふ頭	56	642	41,825
	小計	76	905	57,295
運搬給水		隻 1	350	23,762

7　港湾厚生施設

(1) 休　泊　所

施設名称	利用状況	
	運営者	利用人員
名古屋港稲永埠頭 港湾労働者福祉センター	(公財)名古屋港湾福利厚生協会	163,681 人
名古屋港流通団地 港湾労働者福祉センター	〃	218,343
名古屋港金城埠頭 港湾労働者福祉センター	〃	196,101
ガーデン埠頭福祉センター	〃	2,398
名古屋港鍋田埠頭 港湾労働者福祉センター	〃	178,922
7号岸壁休憩所	〃	2,711
23号　〃	〃	2,422
53号　〃	〃	1,787
61号　〃	〃	110
77号　〃	〃	3,087
83号　〃	〃	0
85号　〃	〃	858
98号　〃	〃	973
名古屋港船員船客待合所	名古屋港管理組合	521
計		771,914

(2) 診　療　所

施　　設	利　　用　　状　　況	
名　　称	運　　営　　者	利　用　人　員
名古屋掖済会病院附属 埠頭診療所	(公社)日本海員掖済会 名古屋掖済会病院	人 1,892

8　附 属 設 備

(1) 運河附属設備

施　　設			利　　用　　状　　況		
名　　称	長　　さ	幅	船舶通航数	いかだ通航数	使　用　料
	メートル	メートル	隻	枚	円
中川口通船門	105	11.4	19	0	13,034

(2) 荷さばき地附属水道施設

施　　設		利　　用　　状　　況		
種　　別	数　　量	使用件数	使用数量	使　用　料
	基	件	立方メートル	円
水道施設	58	50	3,400	2,131,800

(3) 荷さばき地附属詰所

施　　設		利　用　状　況
数　　量	面　　積	使　用　料
棟	平方メートル	円
1	1,205	6,565,128

(4) 上屋附属詰所

施設			利用状況
使用区分	数量	面積	使用料
	区画	平方メートル	円
一般使用	38	1,855	16,734,256
専用使用	8	152	192,984
計	46	2,007	16,927,240

(5) 貯木場こう門

施設			利用状況
名称	長さ	幅	いかだ通航数
	メートル	メートル	立方メートル
木場金岡ふ頭 貯木場こう門	170	門扉幅 14 こう室最長幅 30.5	14,642
弥富ふ頭 〃	〃	〃 〃 〃 〃	660
計			15,302

9　その他の施設

(1)　通信信号施設

施設名称	利用状況 入出港船舶数		
名古屋港船舶通航情報センター	高潮防波堤東信号所	入港	15,029隻
		出港	14,885
	高潮防波堤西信号所	入港	4,089
		出港	4,251
	高潮防波堤外側	入港	1,474
		出港	1,473
	計	入港	20,592
		出港	20,609

(2)　観光・文化・スポーツ・レクリエーション施設

施設名称	利用状況 運営者（指定管理者）	施設	利用件数	利用実績
			件	人
名古屋港湾会館	名管本庁舎ＰＦＩ㈱	会議室	1,727	73,448

施設	利用状況				
名称	運営者（指定管理者）	施設		利用件数	利用実績
名古屋港ポートビル	(公財)名古屋みなと振興財団	講堂		488 件	9,615 人
		会議室		141	9,012
		計		629	18,627
		展望室			181,880 人
		博物館			168,755
		南極観測船ふじ			203,433
		計			554,068
		駐車場			279,338 台
名古屋港水族館	(公財)名古屋みなと振興財団				2,420,702 人
スポーツ・レクリエーション施設	(公財)名古屋港緑地保全協会	野球場（6面）			29,550 人
		テニスコート（8面）			12,800
		運動広場（5面）			181,320
		サイクリングロード			10,462
		計			234,132
	㈱ウッドフレンズ	ウッドフレンズ名古屋港ゴルフ倶楽部			57,335 人
	㈱日　誠	新舞子マリンパーク駐車場			68,405 台
新舞子ボートパーク	㈱ダイイチ	係留施設	甲区画 船舶の長さが7.5mを超える区画（10隻）		9 隻
			乙区画 船舶の長さが7.5m以下の区画（400隻）		349

４　港湾振興

名古屋港では、時代の変化に即応した港湾の整備と効率的な管理運営に加え、名古屋港の発展を期して種々の港湾振興策を実施してきた。近年、国内外の主要港湾においていわゆる港間競争が激しくなっており、利用者の視点に立った使いやすい港づくりへの取組など、港湾振興策の一層の充実強化が求められるようになっている。こうした動きを背景に、名古屋港においては、おおむね次のような振興策を実施している。

１　ポートセールス活動の強化

名古屋港の船舶及び貨物誘致に関する総合的な調査研究と具体的な施策を企画し、名古屋港の振興宣伝を広く内外に展開して利用促進事業を実施するため、名古屋港では昭和57年に官民一体となって名古屋港利用促進協議会を設立した。現在は、同協議会を中心に名古屋港での振興事業活動を展開している。

また、企業誘致を推進する関係機関と連携し、産業立地の推進による名古屋港の振興を図っている。

⑴　市場調査

生産、貿易、海運、港湾の動向など最新の情報を収集分析するとともに、利用者との情報交換や利用者ニーズの把握を行い、ポートセールスの基礎資料として活用している。

⑵　海外ポートセールスの実施

海外の船会社、荷主、港湾管理者等に名古屋商工会議所と共同で、使節団を派遣して名古屋港のＰＲを行うとともに、船舶、貨物誘致等の働きかけを行っている。

また、平成13年度から名古屋港の港湾物流関係者等による調査団の派遣を行っている。

⑶　国内ポートセールスの実施

名古屋港の現状と活用メリットを説明するため、名古屋、東京等において船会社、荷主等との利用促進懇談会を開催するとともに、名古屋港の背後地域を対象とした荷主説明会の開催、大規模展示会への出展等を通じて、名古屋港のＰＲと情報提供を行って、利用者ニーズの把握に努め、効率的な港湾運営の一助としている。

⑷　企業誘致の推進

愛知県の産業立地を推進する愛知県産業立地推進協議会が開催するセミナーへの参加、背後地域自治体の企業立地担当者への訪問を通じて名古屋港のＰＲと情報提供を行っている。

⑸　ＰＲ誌等の発行

港湾振興誌「名古屋港」を年４回発行して、名古屋港の情報に加え諸外国の港湾事情、船会社の動向、経済見通し等の幅広い情報を提供するとともに、名古屋港の施設やコンテナサービス、ポートサービス等の状況を紹介した「名古屋港利用ガイド」その他の刊行物を発行して関係者に広く配布し、名古屋港の振興活動を行っている。

⑹　見学会・視察会の実施

物流機能を中心とした名古屋港の各施設を紹介し、名古屋港と地域経済との関わりをＰＲするため、港湾・物流関係企業の新入社員等を対象に名古屋港見学会を実施している。また、他港湾の視察会を実施して、名古屋港と比較した率直な意見交換を行い、今後の施設整備や管理運営の改善に役立てている。

2　国際交流の推進

名古屋港では、海外諸港との友好親善関係を深め、人的交流や情報・技術の交換などを通して相互の繁栄と貿易の発展を図っている。主な事業内容は次のとおりである。

⑴　姉妹港・パートナーシップ港事業

名古屋港の姉妹港は、米国ロサンゼルス港（昭和34年3月31日提携)、ボルチモア港（昭和60年10月24日提携)、豪州フリマントル港（昭和58年4月19日提携)、シドニー港（平成22年11月4日提携）及びベルギーアントワープ・ブルージュ港(昭和63年11月16日提携)の５港である。

また、港湾ビジネスの拡大と実務レベルでの迅速な対応を図ることを目的とした「パートナーシップ港提携」を創設し、上海国際港務（集団）股份有限公司（平成23年11月30日提携)、タイ港湾公社（平成24年10月17日提携)、ＨＡＲＯＰＡ - ル・アーヴル港（現ＨＡＲＯＰＡＰＯＲＴ）（平成30年10月16日提携）と締結している。

提携以来、記念事業や職員の相互派遣等を通して人的交流、情報交換等を実施している。

⑵　中国との港湾交流事業

名古屋港と中国港湾は姉妹港提携をしていないが、中国交通運輸部との合意（中国港湾と幅広く交流を図る）により、昭和60年度から中国各港湾より研修生を受入れ、平成９年度からは相互派遣研修として、本組合からも職員を中国各港湾へ派遣し、平成31年度から中国港湾協会との合意により同事業を継続している。

⑶　その他の国際交流事業

海外からの港湾関係者、国際協力機構（ＪＩＣＡ）を始めとする研修生等の来港者の受入れ、国際港湾協会（ＩＡＰＨ）活動への参加などを通して、国際協力・連携の強化や海外情報の収集を行っている。

また、愛知県や名古屋市等と協力し、国際交流団体を通じて名古屋港のＰＲや国際交流を推進している。

3　各種インセンティブ制度の実施

本組合では、国際競争力の確保と使いやすい港づくりの取組とともに、船舶の誘致や港湾施設の効率的使用を促進するための各種インセンティブ制度を下表のとおり実施し、実績をあげている。

（令和８年４月１日現在）

	施　　策	内　　容	利用実績 （令和７年度）
①	荷役日前日入港船に対する減免	荷役日の２日前から荷役日の午前０時までに、係船岸壁に直接係留する船舶に係る午前８時までの係留施設使用料を全額減免	641隻
②	大型船舶に対する減免	４万総トン数以上の船舶に係る入港料、係留施設使用料を一律５％減免	711隻
③	コンテナ輸送に対する支援	新たに開設又は再開したコンテナ船定期航路に伴う１ラウンド分の船舶に係る入港料を50％減免（第１船目は全額減免）	9隻
		日曜日に荷役を行うコンテナ船に係る入港料を全額減免	658隻
		４万総トン数以上のコンテナ船に係る入港料について、上限額（外航の場合102,600円）を設定	340隻
④	完成自動車輸送に対する支援	外航の自動車専用船が１回の入港により、完成自動車の荷役のために公共岸壁を２回以上使用するときは、２回目以降の係船岸壁使用料を全額減免	89件
		海外生産の完成自動車（船舶から降ろし直接搬入するものに限る。）を蔵置するため、荷さばき地を使用するときの荷さばき地使用料について、３日分を上限に全額減免	291件
⑤	クルーズ船に対する減免	クルーズ船に係る入港料を全額減免	55隻
⑥	環境保護、船舶の安全運航に寄与する船舶に対する減免	グリーンアウォード・プログラムの認証船舶に係る入港料を15％減免	7隻
		国際港湾協会（ＩＡＰＨ）が認証した船舶のＥＳＩ値が30以上の外航船舶に係る入港料を15％減免	553隻
⑦	ＬＮＧバンカリング拠点の形成に向けた支援	ＬＮＧ燃料船（ＬＮＧ運搬船を除く。）又はＬＮＧ燃料供給船に係る入港料を全額減免	90隻

5　危機管理

本組合は、災害対策基本法に基づき昭和38年に「名古屋港管理組合防災計画」を策定し、本組合が管理する港湾施設その他施設の災害予防、応急対策及び復旧体制を整えるとともに、指定地方公共機関として、国、愛知県及び所在市村の防災計画の作成及び実施に協力している。

また、平成26年には大規模地震発生後の業務立上げ時間の短縮や発災直後の業務レベルの向上を図ることを目的とした「名古屋港管理組合業務継続計画（地震・津波編）」をとりまとめ、本組合業務における発災時の迅速かつ円滑な応急対策及び態勢づくりに努めている。

そのほか、平成13年9月に発生した米国同時多発テロを契機に改正された「海上における人命の安全のための国際条約（改正ＳＯＬＡＳ条約）」に基づいて整備された国内法「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」により義務付けられた国際港湾施設における保安対策を実施している。

主な具体的対策は、次のとおりである。

1　防災計画

本組合防災計画は、新たな被害想定や防災の基本理念を記載するなどの見直しを平成26年10月に行った。

⑴　計画の目的

災害対策基本法に基づき、本組合が行うべき災害活動の円滑な実施、指定地方公共機関として国、県市等に協力し、防災の万全を期すことを目的とする。

⑵　被害想定（災害の想定）

予測される被害量、被害の様相については、愛知県等の調査、研究結果を踏まえ、本計画の参考とする。

⑶　基本理念

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。

⑷　災害予防

ア　港湾施設等の災害予防対策

・災害時における緊急物資及び人員輸送のための諸施設を確保し、適切にその機能が発揮できるよう整備・点検に努め、予防措置を図る。

・背後地域の経済・産業活動を最低限維持することができる港湾物流機能を確保し、粘り強い施設整備の拡充に努める。

イ　防災協働社会の形成推進

・名古屋港の機能を維持するため、官民が連携して総合的かつ計画的な防災対策の推進を図る。

ウ　防災用資機材の備蓄

・早期復旧を念頭に、想定される必要物資を備蓄し、外部機関からの調達方法等を整理する。

エ　避難対策

・所在市村が実施する避難対策に協力するとともに、海上保安部と連携し、船舶の避難対策に協力する。

オ　津波予防対策（地震・津波編のみ）

・理論上最大想定モデルの想定のもと、確実な避難に向けた対策を講じる。

・津波災害を軽減するため、ハード・ソフトを組み合わせた対策を講じる。

カ　防災訓練及び防災意識の向上

・防災訓練、教育、広報等を通じて、災害に関する認識を深め、自助、共助の重要性など防災意識の向上を図る。

キ　南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

・南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応を検討し、体制を確保する。

等

⑸　災害応急対策

ア　通信の確保

・災害に関する予報・警報及び情報等の重要通信の疎通を確保し、迅速かつ的確な情報の収集伝達を図るため、効果的な通信の運用を図る。

イ　情報の収集・伝達・広報

・港湾利用者や避難者が発災時に適切な行動がとれるよう、迅速かつ正確に広報する。

ウ　港湾施設等の応急対策

・被災地域の円滑な緊急物資輸送の実現のため、関係機関と連携して応急対策を行う。

エ　応援協力・派遣要請

・広域応援協定等に基づき、相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。

・応援協力に際しては、緊急物資の輸送拠点、防災活動拠点の確保に協力する。

オ　海上災害対策

・海上への排出油等の防除活動については、海上保安部の指示のもと、関係機関と連携し、応急措置を迅速に実施する。

・愛知県石油コンビナート等防災計画に基づき、危険物施設の事故への対応を図る。

カ　緊急輸送対策

・緊急輸送道路及び航路を優先的に復旧活動し、それらの機能を確保する。

キ　浸水・津波対策（地震・津波編のみ）

・警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、被害の拡大防止に努める。

等

⑹　災害復旧

公共施設等災害復旧対策

・公共施設の復旧にあたっては、原型復旧を基本とするが、必要に応じ、改良復旧や関連事業を取り入れて実施する。

・復旧計画は、復旧順位と復旧レベルをセットで検討する。

2　防災対策

本組合は、大規模災害に対応できる港づくりの実現に向け、海岸保全施設等の防災施設の機能強化、耐震強化岸壁の整備、港湾機能継続計画の推進及び災害対応に携わる人材に対する訓練の実施等、ハード・ソフト両面から対策を計画的に遂行することにより、この地域の防災・減災対策の強化に寄与している。

⑴　防災施設

ア　高潮防波堤

高潮のエネルギーを港の外側で減少させて、港と背後地への影響を弱める目的で築造されたもので、長さは木曽川左岸から対岸の知多市に至る7.6キロメートルの施設であり、高潮防波堤の老朽化対策及び名古屋港基準面（N.P.）+8.0メートルまでの嵩上げなどの地震・津波対策については、平成28年度に完了した。

イ　防潮壁

高潮防波堤と埋立地によって減殺された高潮が背後地域へ浸入するのを防ぐための施設で、天白川河口から、庄内川河口に至る26.4キロメートルにわたって、名古屋港基準面（N.P.）＋6.0メートル及び＋6.5メートルの高さで築造されている。危険物を扱うタンクが多い潮見ふ頭の防潮壁は、高潮による海側からの浸水を防止するだけでなく、タンクの破損に備えて、危険物の海上流出を防止する機能も有している。

現在は、地震・津波対策として防潮壁の液状化対策等に取り組んでいる。

ウ　防潮扉

防潮壁には、港湾機能維持のため33箇所の防潮扉があり、官民一体となった24時間開閉作業体制を執っている。また、防潮扉の閉鎖状況を本庁舎で把握する沿岸防災情報管理システムについては、中継局の電源の二重化などを図り、高潮のみでなく津波への対応も含めた機能強化を行った。防潮扉の改良については、令和元年度に完了した。

エ　防潮水門

堀川口防潮水門は、台風時等に海と川を遮断して背後地を高潮から守るとともに、水門閉鎖時、内水をポンプにより排水して市街地を大雨等による浸水から守る役割を担っている。防災力を高めるため地震・津波対策を目的とした門扉・躯体の補強については、令和3年度に完了した。

オ　耐震強化岸壁

緊急物資輸送機能を確保するため、大江ふ頭に1バース、潮凪ふ頭に2バースを整備しており、金城ふ頭において1バースが概成した。また、幹線貨物輸送機能を確保するため、鍋田

ふ頭に2バース、飛島ふ頭の南側に2バース、東側に1バースを整備しており、現在、東側でさらに1バースの改良を進めている。

カ　橋梁

物資の輸送機能を確保するため、平成9～12年度に名港潮見インターチェンジ、桜木大橋、一州大橋（立体交差）、富浜大橋、潮凪橋、金城橋の耐震補強を行っている。

キ　木材港（流木防止壁）

西部木材港は、伊勢湾台風時の市街地の流木被害を教訓として木材関連施設を集約したもので、水面貯木場の周囲に流木防止壁を設け、原木の流出を防止している。

台風対策として、令和2年度に陸上貯木場外周部の必要な個所に防護柵を設置して、木材の海上への流出を防止する対策を行った。

ク　モータープール（防護柵）

完成自動車の海上への流出対策として、令和元年度にモータープール外周部の必要な箇所に防護柵を設置した。

⑵　海上防災対策

名古屋港港湾区域及び隣接水域における流出油事故に対処するため、平成20年4月、民間事業者と「流出油関係業務委託契約」を締結し、オイルフェンス展張回収作業、油処理剤散布作業等による効果的な災害防止に努めるとともに、第四管区海上保安本部を始めとする関係機関に対し、積極的に協力する体制を整えている。

⑶　その他

平成13年4月、24時間対応の防災管理室を設置し、緊急対応、情報収集を図るとともに、平成14年6月、台風接近時の諸情報、異常潮位時の高潮情報、地震発生時の津波情報等をリアルタイムで検索できる防災気象・潮位予測情報システムを導入した。

平成17年6月、「大規模災害時における応急対策業務に関する協定」を、名古屋港建設災害防止協会と締結した。

平成18年3月、「伊勢湾の災害時における国際コンテナ物流機能の確保に関する協定」を、国土交通省中部地方整備局及び四日市港管理組合と締結した。

平成20年4月、「災害時におけるひき船による応急対策業務に関する協力協定」を名古屋港タグ事業協同組合と、平成22年2月には、「災害時における小型船舶による応急対策業務に関する協力協定」を民間事業者と、また平成23年11月には、「大規模災害時における橋梁緊急点検等に関する協定」を㈳建設コンサルタンツ協会中部支部と締結した。

平成25年3月、津波対策として、円滑に安全な場所へ誘導するために、名古屋港水族館等のガーデンふ頭一帯に、避難誘導看板を設置した。

平成26年11月、津波避難対策として、臨港道路の照明柱に標高表示を設置した。

平成28年3月、「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定」を国土交通省中部地方整備局、港湾管理者ならびに港湾関係団体と締結した。

平成28年3月～5月、「大規模災害時における施設の応急対策業務に関する協定」及び「大規模災害時における陸閘の応急対策業務に関する協定」を民間事業者と締結した。

平成28年4月、夜間及び閉庁日における初動体制を強化するため、管理職等の宿日直制度を導入した。

平成29年3月、「大規模災害時における施設（電気設備）の応急対策業務に関する協定」及び「大規模災害時における施設（給排水設備）の応急対策業務に関する協定」を関係団体と締結した。

平成30年4月、「大規模災害時における建設機械器具の手配に関する協定」を関係団体と締結した。

令和2年3月、「災害時における名古屋港管理組合が管理する公共土木施設の緊急的な応急対策等の支援に関する協定」及び「災害時等における無人飛行機の運用に関する協定」を関係団体と締結した。

令和5年2月、災害時の被災状況調査において、安全かつ迅速にリアルタイム映像を収集するため、ドローン及び港内カメラを導入した。

令和5年3月、「災害時における水中ドローンの運用に係る協定書」を関係団体と締結した。

令和6年3月、ガーデンふ頭周辺の名古屋市指定の津波避難ビルへの避難経路を分かりやすくするため、既設の避難誘導標識に加え、周辺の津波避難ビルを示した標識と、これらを補完する路面標示を設置した。

令和6年7月、「災害時における廃棄物の処理等に関する協定書」を関係団体と締結した。

令和7年3月、「災害時における映像等の提供に関する覚書」を国、愛知県及び名古屋市とそれぞれ締結した。

3　港湾施設の保安対策

米国同時多発テロを契機に、港湾がテロ行為の対象あるいはその経由地になりうるとの危機感が高まり、平成14年12月、国際海事機関（ＩＭＯ）により、船舶と港湾施設の保安対策強化を目的として「海上における人命の安全のための国際条約（ＳＯＬＡＳ条約）」が改正され、平成16年7月1日に発効された。

この改正ＳＯＬＡＳ条約に対応して整備された国内法、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」に基づき、重要国際埠頭施設の管理者又は設置者に港湾施設の保安対策を行うことが義務付けられた。このため、名古屋港の一部に制限区域を設け、フェンス・ゲート、監視カメラ等の保安設備を設置するとともに、制限区域に正当な理由なく立ち入ることを防止するため「本人・所属・目的」の３点確認等の保安対策を実施している。

本組合は公共在来埠頭関連の港湾施設の管理運営業務について、指定管理者制度を導入し、名古屋港埠頭株式会社がその指定管理者として同施設の管理運営業務を行っており、次の位置図に示す公共在来埠頭における重要国際埠頭施設について、同社が埠頭保安管理者として保安対策を実施している。

なお、主な保安対策は、次のとおりである。

・制限区域の設定及び管理、制限区域内外の監視

・船舶に積み込む貨物の管理

・埠頭保安設備の設置及び維持

・保安訓練の実施など

本組合は同法で定める国際水域施設の管理者（特定港湾管理者）となっており、航路や泊地等の水域施設について保安の確保を図る必要があるため、国際水域施設における保安対策を実施している。

名古屋港では、水際の危機管理強化策として、本組合を事務局とする「名古屋港保安委員会」を設置し、官民一体となった保安体制の連携強化を図るなど、国際物流の信頼向上を目指し、安全で安心な名古屋港づくりのため保安対策強化に努めている。

公共在来埠頭における重要国際埠頭施設位置図

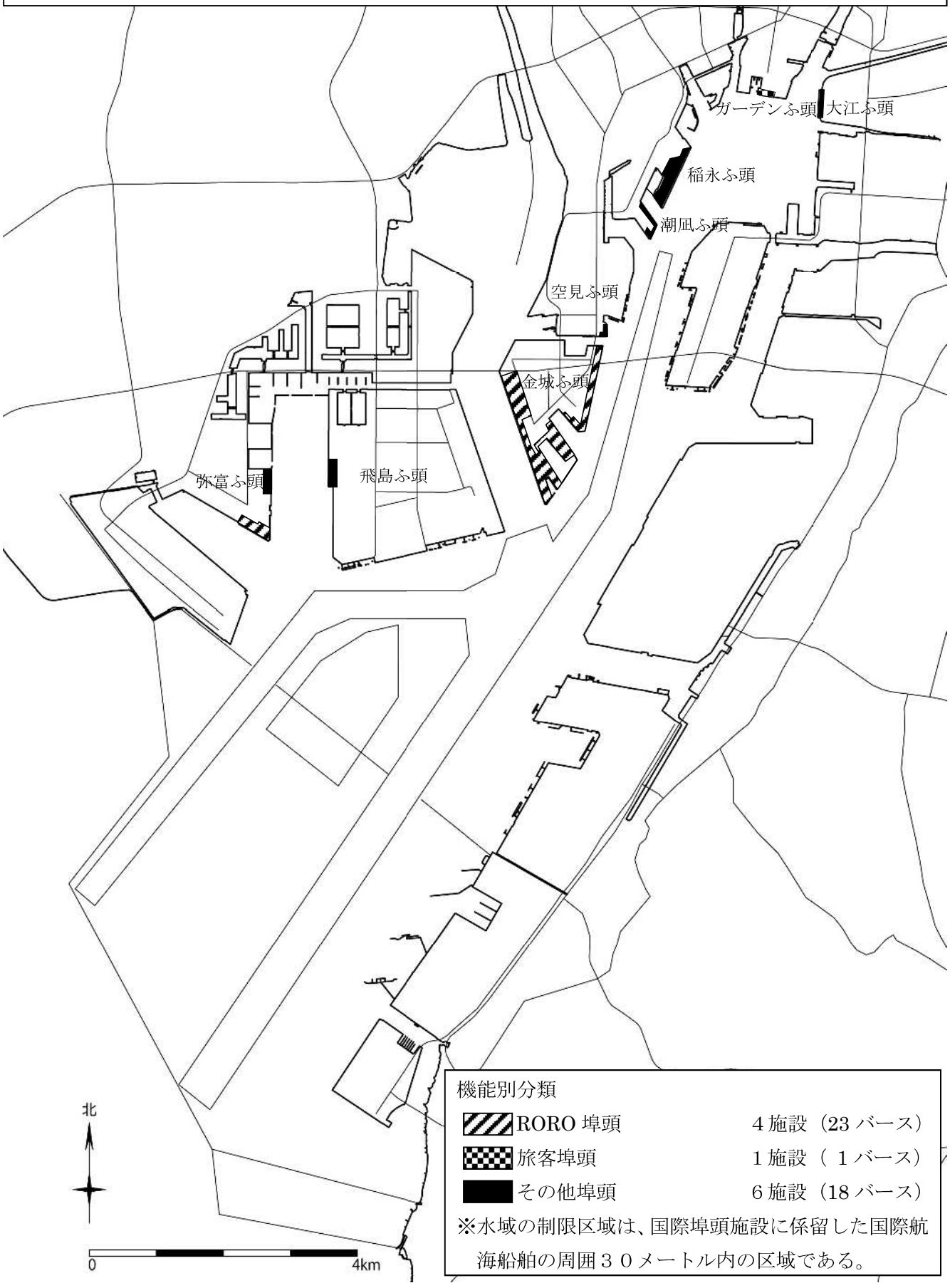

機能別分類

RORO 埠頭	4 施設（23 バース）
旅客埠頭	1 施設（ 1 バース）
その他埠頭	6 施設（18 バース）

※水域の制限区域は、国際埠頭施設に係留した国際航海船舶の周囲３０メートル内の区域である。

6　環境の取組

1　環境の整備及び保全に向けた基本方針等

近年、温室効果ガス削減を始めとした環境負荷の軽減、生物多様性に配慮した自然環境の積極的な保全とともに、人々が水辺で親しむことができる親水空間の拡充が求められている。

名古屋港が将来にわたって社会の多様な要請に応え、港湾機能と環境との共生を実現し、持続可能な発展をしていくため、良好な港湾環境の形成に向けて、以下の基本方針に基づき、環境施策に取り組んでいく。

⑴　基本方針

ア　港湾環境の維持・回復・創造

周辺地域や海域への環境にも配慮し、身近で親しまれる港湾環境の創出とともに、貴重な自然環境の保全、生物多様性への配慮、水環境の改善により「港湾環境の維持・回復・創造」を図っていく。

イ　港湾における環境負荷の軽減

大気環境対策や地球温暖化対策を推進するほか、資源循環に取り組み「港湾における環境負荷の軽減」を図っていく。

⑵　主な施策展開

ア　大気環境、地球温暖化

・臨港道路の整備や効率的な物流体系の構築、環境配慮型施設の導入

・再生可能エネルギー導入の促進

イ　水環境

・海浜の整備や環境配慮型護岸の導入、閉鎖的水域における水質の改善

ウ　自然環境

・現存する干潟等の保全、緑のネットワークの形成

エ　親しまれる港づくり

・港湾緑地の拡充

オ　廃棄物・資源循環

・持続可能なしゅんせつ土砂の利用方法の検討、リサイクル資材の活用

2　名古屋港景観基本計画

名古屋港の個性を活かした魅力ある港湾景観の形成を総合的かつ計画的に推進するため、平成21年３月に第２版を策定した。

⑴　計画の概要

ア　基本理念　「ロマンと活気」

イ　基本目標　・産業や生活を支える、活力あふれるみなと

・楽しさ、賑わいのあるみなと

・世界への夢が広がるみなと

・水・緑・生物とふれあい、安らぎを感じるみなと

・歴史の奥行きを感じるみなと

⑵　主な取組

ア　カ　ラ　ー　計　画…「名古屋港カラー計画マニュアル」に基づき、地区の個性を表現した魅力ある港の景観づくりを進めている。

イ　景観アドバイザー…建築物・工作物等のデザイン・色彩計画に対し、専門家による助言・指導を行っている。

ウ　歴　史　資　源…名古屋港跳上橋、旧食糧庁サイロ、10号地灯台、築地灯台、船見閘門について、ホームページや海上見学会等にて紹介を行っている。

3　名古屋港管理組合地球温暖化対策実行計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、本組合が所有する施設・設備における事務・事業から排出される温室効果ガス削減のため、目標や取組などを定めた「第５次実行計画」を策定し、地球温暖化対策に取り組んでいる。

⑴　計画期間

令和５（2023）年度から令和12（2030）年度までの８年間

⑵　目標

令和32（2050）年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロ（カーボンニュートラル）の実現を目指すため、令和12（2030）年度において、平成25（2013）年度（基準年度）比で50％の温室効果ガスの排出削減を目指す。

⑶　主な取組

取 組 項 目	取 組 事 項
財やサービスの購入・使用に関する取組	「公用車の段階的な電動化の推進」、「次世代エネルギーの利活用の推進」、「ペーパーレス化による用紙類等の使用量の削減」等
施設の建設、維持管理等に当たっての取組	「温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材の選択等」、「再生可能エネルギー活用の推進」、「環境配慮型構造物などによる吸収源対策の推進」等
その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への取組等	「照明設備のＬＥＤ化の推進」、「イベント実施時の環境配慮」、「職員等の地球温暖化対策に関する意識向上のための研修」等